

(案)

請 書

件 名	量水器スクラップ
履行場所	堺市北区百舌鳥梅北町1丁39番地2 堺市上下水道局本庁舎 駐車場棟倉庫
引取り期限	平成30年3月9日 まで
契約金額	円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
契約保証金	

上記の業務を貴市仕様書その他の指示に基づいて受注いたします。つきましては、裏面特約条項、民法(明治29年4月27日法律第89号)、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)、地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)、堺市上下水道局契約規程(昭和50年水道局管理規程第7号)その他日本国の法令を遵守して、誠実に履行いたします。

なお、この契約の履行に関して生じた損害又は第三者に及ぼした損害を負担いたします。

また、この請書によって生ずる権利又は義務を、第三者に譲渡又は承継いたしません。

これらに違反したとき、又はこの契約に関して不正又は不当な行為があったときは、契約を解除されても異議ありません。

平成 年 月 日

堺市上下水道事業管理者 様

受注者 住 所

名 称

代表者

特 約 条 項

以下の特約事項を了承し、当該契約をお請けします。

(不当介入に対する措置)

- 第1条 受注者は、この契約の履行に当たり堺市暴力団排除条例(平成24年条例第35号。以下「暴排条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団員(以下単に「暴力団員」という。)又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者(以下単に「暴力団密接関係者」という。)から暴排条例第2条第1号に規定する暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為(以下「不当介入」という。)を受けたときは、直ちに発注者に報告するとともに、警察に届け出なければならない。
- 2 発注者は、受注者が発注者に対し、前項に規定する報告をしなかったときは、暴排条例に基づく公表及び入札参加停止措置を行うことができる。
- 3 発注者は、受注者が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が第1項の規定による報告及び届出を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。

(発注者の契約解除権)

- 第2条 発注者は、堺市上下水道局契約規程(昭和50年水道局管理規程第7号)第3条の規定により準用する堺市契約規則(昭和50年規則第27号)第43条に定めるもののほか、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。
- (1) 正当な理由なく契約を履行しないとき。
- (2) 本契約に関して受注者又は受注者の従業員に、不正又は不当な行為があったとき。
- (3) 契約履行上の過失又は不手際が度重なったとき。
- (4) 契約の履行に当たり、発注者の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨げたとき。
- (5) 破産、民事再生、会社更生若しくは特別清算のいずれかの申立てがあったとき、又はこれと同視しうる経営危機に陥ったと認められるとき。
- (6) 前各号に定めるもののほか、受注者の責に帰すべき理由により、契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- (7) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるとき。
- 2 受注者は、前項の規定により契約を解除された場合は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として、発注者の指定する期限までに発注者に支払わなければならない。
- 3 前項の規定は、発注者に生じた現実の損害額が同項の違約金の額を超える場合において、その超過分につき、発注者の受注者に対する損害賠償の請求を妨げるものではない。